

経済・財政一体改革 エビデンス整備プラン

令和3年8月30日

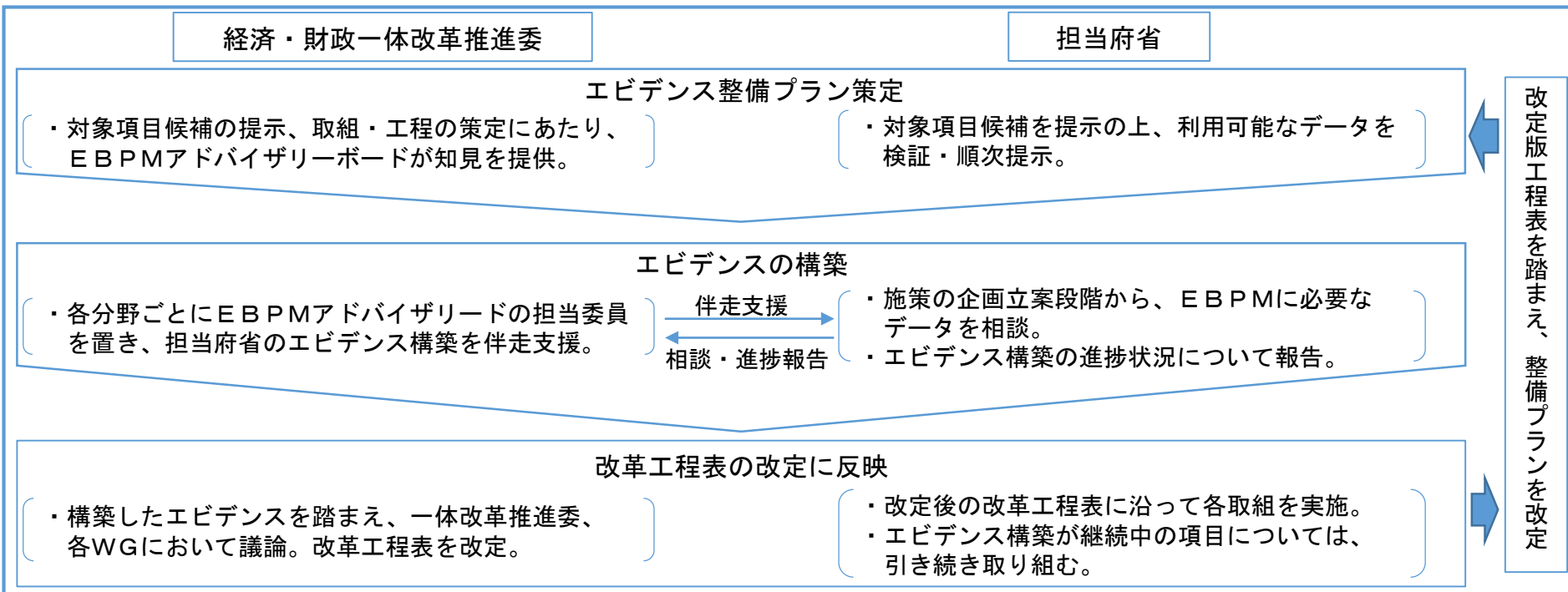
経済・財政一体改革推進委員会

EBPMアドバイザリーボード

1. 目的・対象期間

- エビデンス整備プランは、新経済・財政再生計画改革工程表の改善に向けて、①改革工程表の「政策目標」・「KPI」等のつながり（ロジック）の検証、②必要なエビデンスの構築、のための取組・工程等を示すもの。
 - 担当府省は各取組の進捗を経済・財政一体改革推進委員会に報告するとともに、構築されたエビデンス等の成果は、本年末の改革工程表の改定に反映させる。また、エビデンスの構築に時間を要する項目については、継続して取り組むとともに、工程表の改定を踏まえ、整備プランも改定していく*。
 - こうした取組を通じて、行政機関及び民間が保有するデータを活用し、政策効果をデータで検証する仕組みの構築と、その仕組みを活用した政府の政策決定基盤の一層の向上を目指す。
- *新経済・財政再生計画の対象期間は2025年度までであることを踏まえ、2024年の改革工程表の改定までに反映していくよう取り組む。

2. 推進の枠組み



3. 当面の予定

- ～2021年秋 各取組の進捗状況について一体改革推進委へ報告
- ～2021末 構築されたエビデンスを踏まえ、一体改革推進委員会、各WGで工程表改定に向けた議論
- ～2022春 改定版改革工程表を踏まえ、エビデンス整備プランを改定

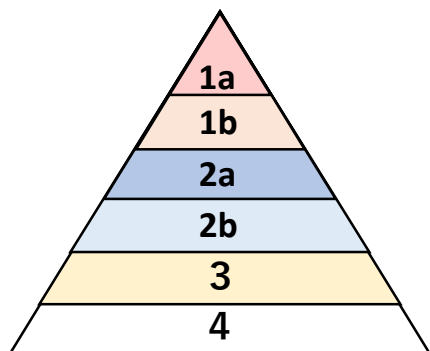
1. 現行の改革工程表の主な課題

- 改革工程表については、項目によっては、
 - (1) K P I 第1階層・第2階層間等のつながり（ロジック）が明確でない
 - (2) 定量的な目標が設定されておらず進捗の評価が困難であるなど、K P I の設定が不十分
 - (3) アウトプット（第1階層）、アウトカム（第2階層）についての概念整理がなされていない
 といった課題が見られ、改善の余地があると考えられる。
- これまで、工程表策定時及び改定時の委員会での議論が、政策の内容を記載する「取組」の記載内容に集中し、上記の課題について必ずしも多くの時間が割かれてこなかったこともその一因と考えられる。

2. エビデンス構築に向けた視点

- 上記の問題意識を踏まえ、エビデンス整備プランの策定・実行に当たっては、①K P I 第1階層・第2階層間等のつながりの検証、必要なエビデンスの構築を行うとともに、②階層構造自体の見直し、③質的・量的な定量化も含めたK P I 自体の見直し、④行政機関及び民間が保有するデータを活用し、政策効果をデータで検証する仕組みの構築を通じた各府省のEBPMの質の向上、について念頭に置くこととする。
- 念頭に置くエビデンスのレベル（強度）については、項目によっては当面は比較検証、相関研究等によらざるを得ないもの考えられるが、中長期的にはより強いエビデンスレベルを目指すものとする。

(参考) エビデンスレベル



レベル	内容
1a	系統的レビュー、ランダム化比較実験のメタアナリシス
1b	ランダム化比較実験（RCT）
2a	差の差分析（DID）、回帰不連続デザイン（RDD）、操作変数法
2b	回帰分析、コーホート分析
3	比較検証、相関研究、記述的な研究調査
4	専門家や実務家の意見（検討委員会による討議パブリックコメント）

【人材育成・職業訓練】

1. 狙い

職業訓練や雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓練等の効果の分析を行い、今後の施策に反映させる

2. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1	内閣府 厚労省	雇用・就労に係る施策（職業訓練等）	【参考】 社保④ (p53)	・公共職業訓練等の効果の分析 ・その他雇用・就労に関するエビデンス等についても、分析することを検討	・内閣府・厚生労働省・学識有識者において、主な論点や今後の検討の進め方等について議論を実施。 ・今後、今秋～年内を目途に、公共職業訓練の効果の分析結果等を取りまとめ予定。	・職業訓練や雇用保険の業務データ等

【社会保障：予防・健康づくりの推進】

1. 政策体系の概要

政策目標：予防・健康づくりを推進するため、糖尿病等の生活習慣病の予防・重点化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

KPI第2階層

KPI第1階層

○糖尿病有病者の増加の抑制
○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数

○特定健診・特定保健指導の実施率



2. 狙い

政策目標、KPI第1階層、KPI第2階層の関係の明確化

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
2 厚労省	特定健診	社保5, 6 (p11, 12)	特定健診・特定保健指導によって、肥満度など予防健康づくりに係るKPIについて集団間で有意差があるのか。現在把握しているデータにより分析困難であれば、今後、どのようなデータ取得が必要となるのか。	本年秋までに既存調査を収集・整理（参考資料1参照）	既存調査の整理結果を踏まえ必要なデータを検討

【社会保障：医療・福祉サービス改革】

1. 政策体系の概要

政策目標：持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中であって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

KPI第2階層

KPI第1階層

○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標
○年齢調整後の一人当たり医療費の地域差

○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者
○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者

2. 狙い

医療費の地域差縮減の取組の推進

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
3 厚労省	医療費適正化の取組	社保33 (p26)	第4期医療費適正化計画に向け、これまでの医療費適正化の取組（例：重複・頻回受診、重複投薬の防止、後発医薬品の使用割合を高める取組等）をはじめ、どのような指標に基づき、どのような方法で取組を検証し、今後の取組に繋げていくことが可能か。	2024年度からはじまる第4期医療費適正化計画期間の見直しの中で検討。（見直しの議論は、2021年7月から審議会で議論を開始）（参考資料2参照）	検討を踏まえ、必要なデータを検討

【その他】

1. 狙い

再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

2. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
4	厚労省	医療扶助	社保④① (p52)	改革工程表中の医療扶助のガバナンス強化に係る検討(※)に関し、どのようなデータが必要となるのか。	改革工程表の検討スケジュールにあわせて検討(参考資料3参照)	改革工程表の検討スケジュールにあわせて検討

※経済財政運営と改革の基本方針2020(抄)

工 程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
	④① 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化 a. 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。また、生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。また、その他医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。《厚生労働省》		

予防・健康づくりに関する大規模実証事業 – 概要 –

保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進するため、**予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業**を行う。

● 実証事業の内容

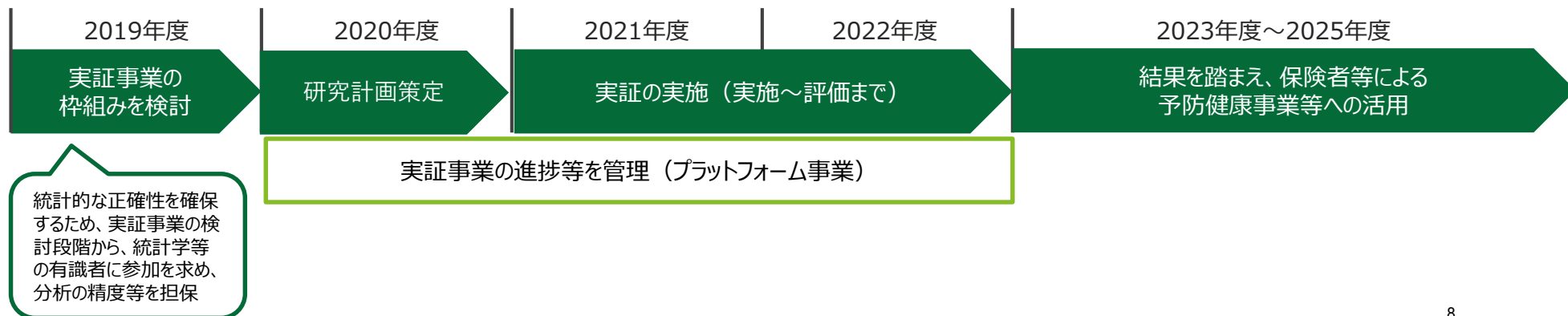
- 特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業
- がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業
- 重症化予防プログラムの効果検証事業
- 認知症予防プログラムの効果検証事業
- 認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業
- 複数コラボヘルスを連携させた健康経営の効果検証事業
- メンタルヘルスプロモーションに関する実証事業

- 歯周病予防に関する実証事業
- AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の効果・普及実証事業
- 健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業
- 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業
- 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業
- 健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業

(●：厚生労働省、○：経済産業省)

● 全体スケジュール（案）

成長戦略実行計画では、2020年度から実証を開始し、その結果を踏まえて2025年度までに保険者等による予防健康事業等に活用することとされていることを踏まえ、以下のスケジュールで事業を実施する。



特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業

特定健診・保健指導は、施行（2008年度）から10年経過し、目標（特定健診70%以上、特定保健指導45%以上（2023年度））とはいえ乖離がある（それぞれ54.7%、23.2%（2018年度））ものの、実施率は着実に向上し、保険者ごとに様々な取組が進んでいる。健康寿命の延伸を目指す中で、より健康増進効果等がある特定健診・保健指導の取組はどのようなものかについて、検証する。

● 実証のスケジュール（案）

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～2025年度
実証事業の枠組みを検討	実証の実施（実施～評価まで）			結果を踏まえ、保険者等による予防健康事業等への活用
<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業全体のスキームにおける位置づけを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防に関連する文献レビュー・保険者の取組についての調査を行い、現状のエビデンスについて整理。 ・NDB等の既存データベースでの分析。 ・事業対象者、介入手法、アウトカム等の分析デザインを検討。 ・（文献レビューと分析デザインの検討を踏まえた）実証フィールドの選定。 ・試行的なデータ収集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析デザインに沿って実証フィールドでのデータ（介入実施の有無や状態の変化等のアウトカムデータ等）収集を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ収集を継続 ・分析用データの作成 ・データ分析・評価：第三者の視点も加えて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度（医療費適正化計画第4期の開始年度）からの特定健診等基本指針、運用等に反映

医療費適正化計画の概要

根拠法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

計画期間：6年1期（第1、2期は5年。第1期／平成20～24年度、第2期／平成25～29年度、第3期／平成30～令和5年度（2023年度））

実施主体：都道府県

※ 国が策定する「医療費適正化基本方針」で示す取組目標・医療費の推計方法に即して、都道府県が「医療費適正化計画」を作成。国は都道府県の計画を積み上げて「全国医療費適正化計画」を作成。

趣旨：制度の持続可能な運営を確保するため、都道府県が、計画に定めた目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持や医療の効率的な提供の推進に向けた取組を進めるもの。

※ 医療費の増加は、高齢化や技術の高度化、一時的な感染症の蔓延など様々な要素があることから、都道府県の現場で医療費適正化の枠組みを機能させるためには、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なものを位置づける枠組み。

第1期（平成20～24年度）、第2期（平成25～29年度）

- 平成18年の医療保険制度改革で医療費適正化計画の枠組みを創設（平成18年6月 健康保険法等改正法 公布）。

【計画の考え方】

- 入院医療費**：平均在院日数の縮減
- 外来医療費**：特定健診・保健指導の推進



第3期（平成30～令和5年度（2023年度））～

- 平成26年の医療法改正で将来の医療需要に着目して医療機能の分化・連携を図る「地域医療構想」の枠組みを創設。
- これを受けて平成27年に高齢者医療確保法を改正。入院医療費について地域医療構想の成果を医療費適正化計画に反映する枠組みへと見直し。

【計画の考え方】

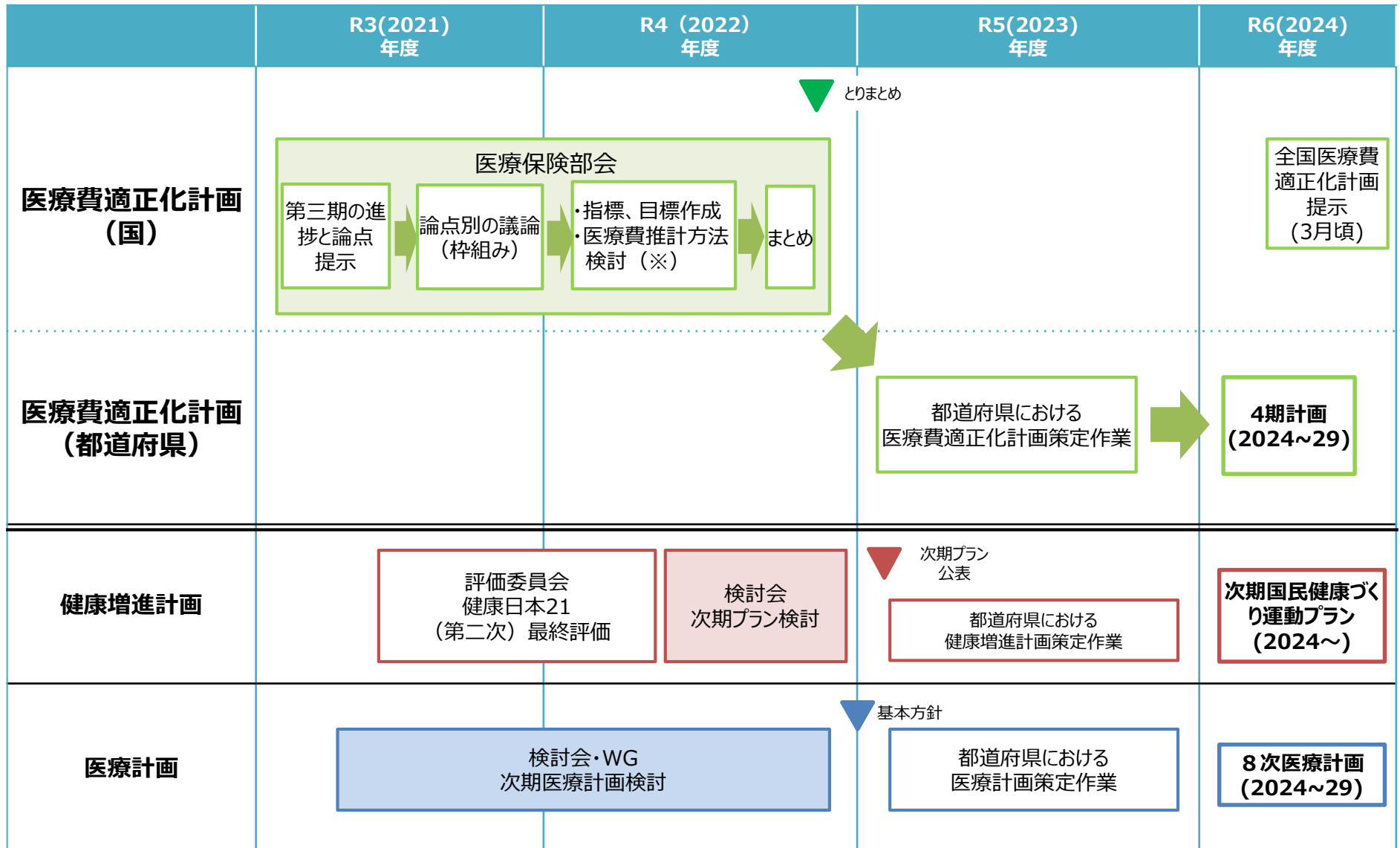
- 入院医療費**：各都道府県の医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映
- 外来医療費**：特定健診・保健指導の推進のほか、糖尿病の重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用など

◎高齢者の医療の確保に関する法律 第9条

第九条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。

- 都道府県医療費適正化計画においては、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（略）に関する事項を定めるものとする。
- 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
 - 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
 - 前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
 - 第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
 - 当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
 - 計画の達成状況の評価に関する事項（4～10項（略））

次期計画に向けたスケジュール（案）



※ 必要に応じ、指標や目標の詳細、医療費推計方法については、別途検討会を開催し、議論。また、次期国民健康づくり運動プランや第8次医療計画の議論を踏まえて検討
 ※ 特定健診・特定保健指導については、別途検討

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

○数字：事務局にて追記

2. 社会保障改革

（2）団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

- 効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のP D C Aサイクルの強化や医療費適正化計画の在り方の見直しを行う。
- 具体的には、前者について、地域医療構想調整会議における協議を促進するため、関係行政機関に資料・データ提供等の協力を求めるなど環境整備を行うとともに、都道府県における提供体制整備の達成状況の公表や未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。
- また、後者について、都道府県が策定する都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県計画」という。）における医療に要する費用の見込み（以下「医療費の見込み」という。）については、
 - － ①定期改訂や制度別区分などの精緻化を図りつつ、
 - － ②各制度における保険料率設定の医療費見通しや財政運営の見通しとの整合性の法制的担保を行い、
 - － ③医療費の見込みを医療費が著しく上回る場合の対応の在り方など都道府県の役割や責務の明確化を行う。
- また、医療費の見込みについて、
 - － ④取組指標を踏まえた医療費を目標として代替可能であることを明確化するとともに、
 - － ⑤適正な医療を地域に広げるために適切な課題把握と取組指標の設定や、取組指標を踏まえた医療費の目標設定を行っている先進的な都道府県の優良事例についての横展開を図る。
- ⑥都道府県計画において「医療の効率的な提供の推進」に係る目標及び「病床の機能の分化及び連携の推進」を必須事項とするとともに、
- ⑦都道府県国保運営方針においても「医療費適正化の取組に関する事項」を必須事項とすることにより、医療費適正化を推進する。
- ⑧あわせて保険者協議会を必置とするとともに、都道府県計画への関与を強化し、国による運営支援を行う。
- ⑨審査支払機関の業務運営の基本理念や目的等へ医療費適正化を明記する。
- これらの医療費適正化計画の在り方の見直し等について、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画期間に対応する都道府県計画の策定に間に合うよう、必要な法制上の措置を講ずる。
- 国保財政を健全化する観点から、法定外繰入等の早期解消を促すとともに、普通調整交付金の配分の在り方について、引き続き地方団体等と議論を継続する。
- 中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深める。

医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、
オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

【開催経過・進め方】

- 令和2年7月15日 第1回
10月21日 第2回
令和3年3月25日 第3回
 - 令和2年内にオンライン資格確認に関する議論を行い、11月30日、医療扶助のオンライン資格確認導入について、方向性の整理をとりまとめ。
 - その後、頻回受診対策等の適正化対策やその他の課題について議論を行う。
- ※ 議論の状況により、議題のテーマの追加やスケジュールの見直しを行う。

【構成員】

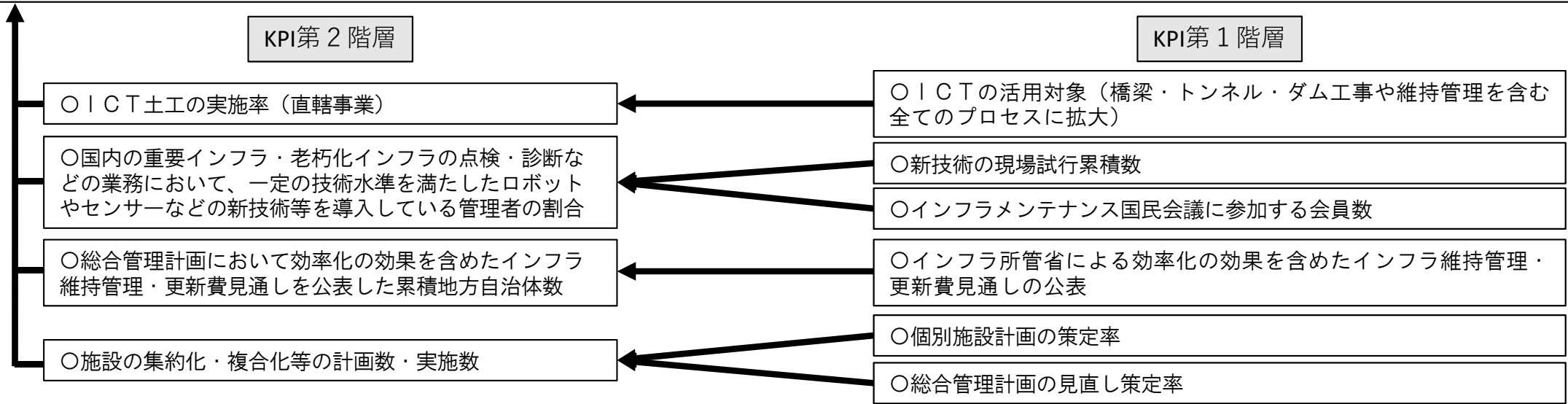
- | | |
|-------|-------------------|
| 太田 匡彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 尾形 裕也 | 九州大学名誉教授 ※座長 |
| 小塩 隆士 | 一橋大学経済研究所教授 |
| 新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授 |
| 鈴木 茂久 | 横浜市生活福祉部長 |
| 豊見 敦 | 日本薬剤師会常務理事 |
| 野田 誠一 | 兵庫県地域福祉課長 |
| 林 正純 | 日本歯科医師会常務理事 |
| 藤村 睦人 | 高知市福祉管理課長 |
| 松本 吉郎 | 日本医師会常任理事 |

【社会資本整備等：公共投資における効率化・重点化と担い手確保】

1. 政策体系の概要

政策目標：公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

- ・ i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。
- ・ また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。



2. 狙い

ICT活用による建設現場の生産性の向上、インフラメンテナンスの中長期のトータルコストの抑制

3. 具体的な検証項目

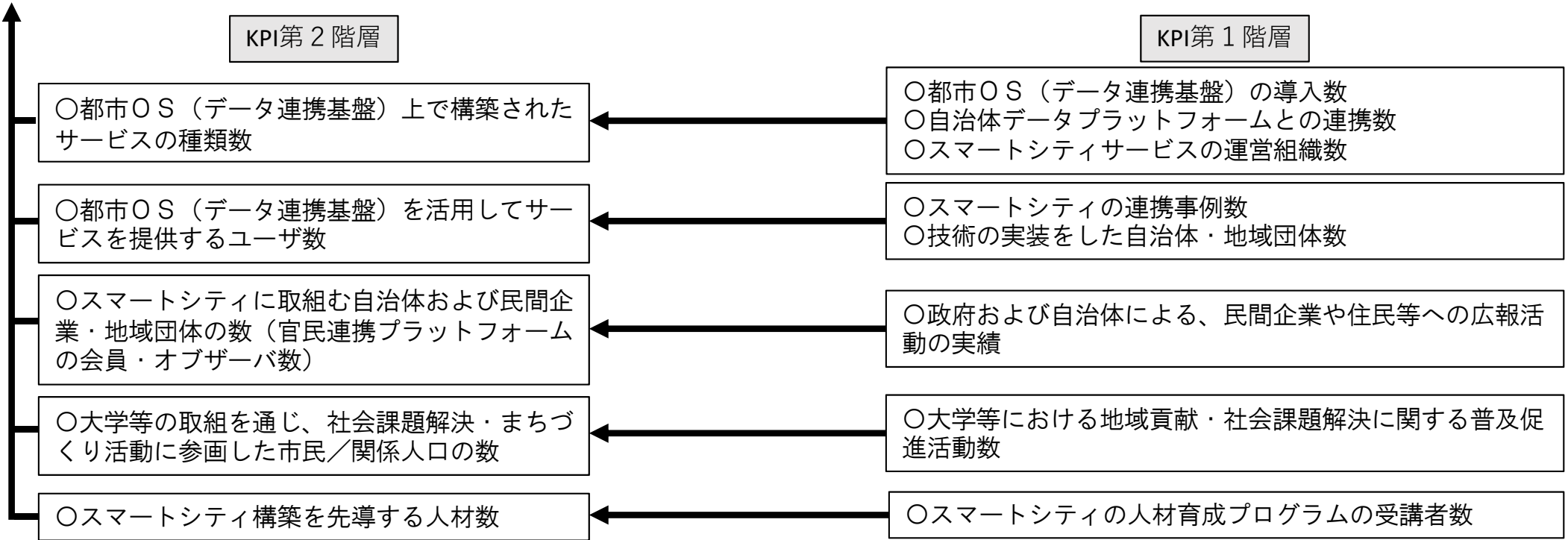
	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1	国土交通省	ICTの活用	社資1 (p58)	・ 「ICT活用」と「建設現場の生産性向上」の関係性	本年秋までに既存調査を収集・整理（参考資料4）	生産性の確認（算出）方法、ICT活用により生産性が向上した具体例、建設現場におけるICTの導入状況等
2	関係省庁	効率的・効果的な老朽化対策の推進	社資6～9 (p62～64)	・ 「インフラの点検・診断における新技術等の導入」と「インフラメンテナンスの中長期のトータルコストの抑制」の関係性 ・ 継続的に指標の充実を図る	本年秋までに既存調査を収集・整理（参考資料5、6、7）	新技術等の導入によりメンテナンスコストを抑制した具体例、新技術の現場試行累積数、導入状況等

【社会資本整備等：新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり】

1. 政策体系の概要

政策目標：政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。結果として、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値、経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地に形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。



2. 狙い

- 1) スマートシティの地域での取組の現状・水準を把握
- 2) 取組推進に向けた国の施策の状況を把握
- 3) 地域・国における取組成果の効果的な評価方法について継続的に検討・充実を図る

3. 具体的な検証項目

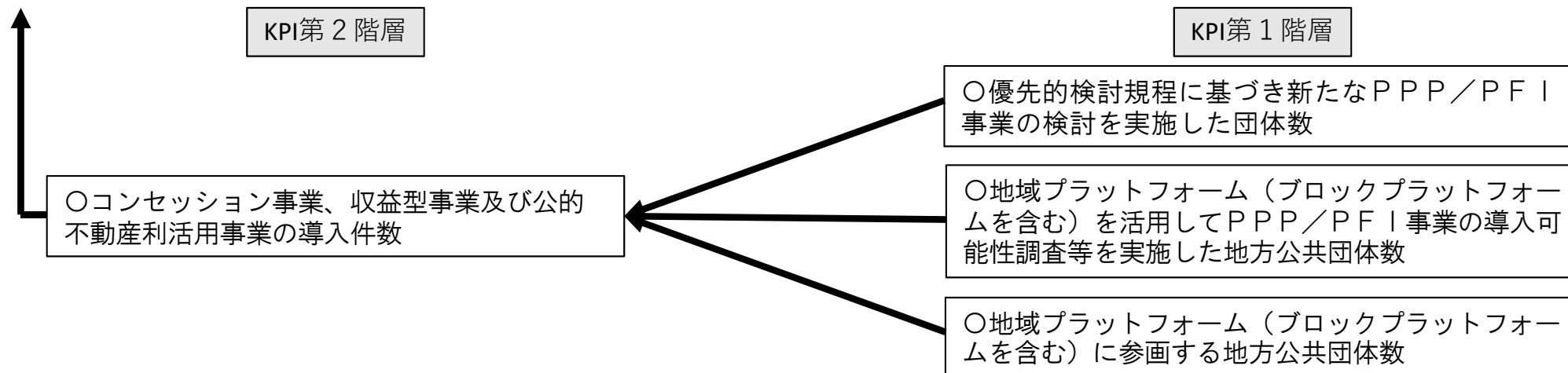
担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
3 内閣府 (CSTI)	スマートシティ	社資13 (p68-70)	・スマートシティの構築による社会的価値、経済的価値、環境的価値への影響（どのような効果が発現するか）及びスマートシティの活動状況等との関係	R3：既存情報から現状整理、あるべき水準検討 R4～：指標充実、継続的調査体制等の確立等 (参考資料8)	・社会（教育、健康）、経済（雇用、買物）、環境（移動、防災）などの指標設定事例等 ・自治体、民間の取組（内容・水準）、大学等の地域拠点、人材育成等の活動の情報等

【社会資本整備等:PPP/PFIの推進】

1. 政策体系の概要

政策目標：民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。

・これらにより、2013年度～2022年度の10年間のPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。
（※2019年度までの事業規模は23.9兆円となり、3年前倒しで目標達成。今年度、新たな目標設定を行う）



2. 狙い

PPP/PFIの推進による公的負担の最小化、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
4 内閣府 ほか	PPF/PPP	社資10 (p65)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業による公的負担の削減 ・ 優先的検討規程の策定および地域プラットフォームの活用とPFI事業実施団体の関係 (KPIと政策目標の関係) ・ 公的負担削減以外のPFI事業の実施効果を確認し、新たな目標設定の検討に反映 ・ 継続的に指標の充実を図る 	本年秋までに既存調査の収集・整理（参考資料9）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間満了PFI事業のアンケートデータ、事業報告書 ・ 自治体別のPFI事業実施状況 ・ 優先的検討規程の策定状況 ・ 地域プラットフォームの活用状況 ・ PPP/PFIの実績・効果（事業規模、歳出削減・歳入増加効果、公共サービスの質の向上等）

直轄土木工事におけるICT施工の実施状況

- 直轄土木工事のICT施工の公告件数、実施件数とも増加しており、2020年度は公告件数の約8割で実施。
- 都道府県・政令市におけるICT土工の公告件数は倍増しており、実施件数も増加している。

<ICT施工の実施状況>

単位:件

工種	2016年度 [平成28年度]		2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]	
	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	2,246	1,799	2,420	1,994
舗装工	—	—	201	79	203	80	340	233	543	342
浚渫工(港湾)	—	—	28	24	62	57	63	57	64	63
浚渫工(河川)	—	—	—	—	8	8	39	34	28	28
地盤改良工	—	—	—	—	—	—	22	9	151	123
合計	1,625	584	2,175	912	1,947	1,104	2,397	1,890	2,942	2,396
実施率	36%		42%		57%		79%		81%	

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
 ※複数工種を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
 ※宮繕工事を除く。

<都道府県・政令市の実施状況>

単位:件

工種	2016年度 [平成28年度]	2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]	
	公告 件数	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土工	84	870	291	2,428	523	3,970	1,136	7,811	1,624
実施率		33%		22%		29%		21%	

- 国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
- 今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への適用拡大を検討

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
ICT土工						
	ICT舗装工 (平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)					
	ICT浚渫工 (港湾)					
	ICT浚渫工 (河川)					
	ICT地盤改良工 (令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)					
	ICT法面工 (令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法枠工)					
	ICT付帯構造物設置工					
	ICT舗装工 (修繕工)					
	ICT基礎工・ブロック据付工 (港湾)					
	ICT構造物工 (橋脚・橋台)					
	ICT路盤工					
	ICT海上地盤改良工 (床掘工・置換工)					
	ICT構造物工 (橋梁上部) (基礎工)					
	小規模工事へ拡大 (床掘工、小規模土工)					
	民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大					

地方自治体における新技術導入の状況

○ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合は、35%にとどまっており、より一層の導入促進が必要である。

■ 新技術の導入事例

電磁波レーダー搭載車を活用して床版上面の調査を行う技術



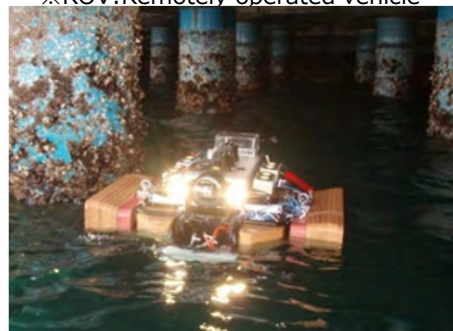
ドローンを活用して砂防施設の点検を行う技術



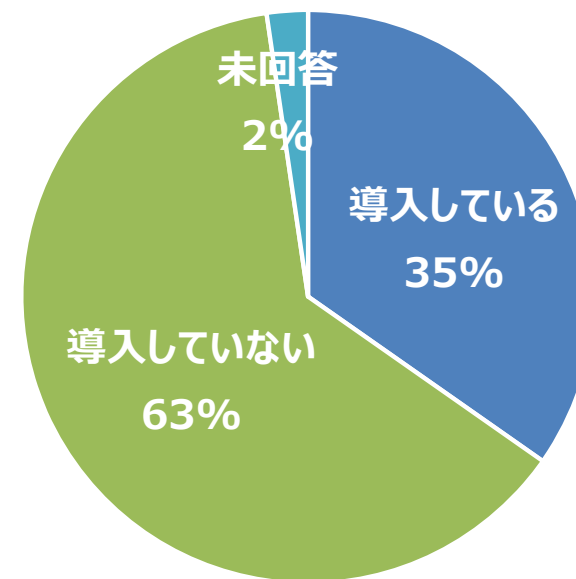
画像認識技術を活用して下水道管路の欠陥を自動検出する技術



ROV※を用いて遠隔操作で
栈橋下面の目視調査を行う技術
※ROV:Remotely operated vehicle



■ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合



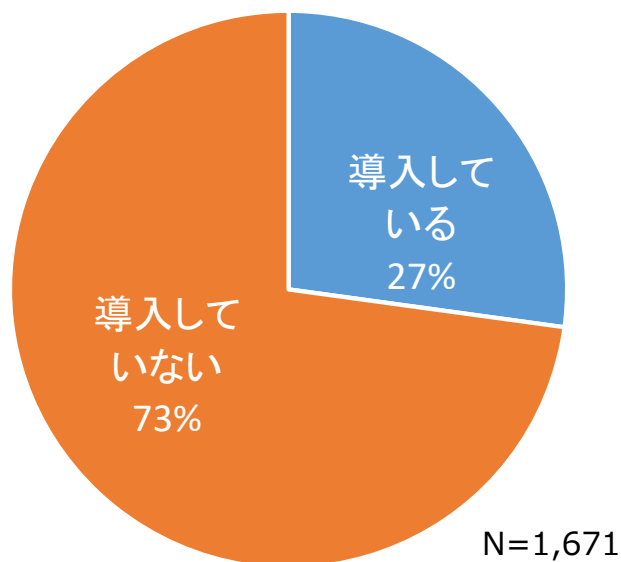
- 国土交通省所管11分野※1を対象に、インフラの点検・診断などの業務における施設管理者※2の新技術等の導入状況を調査した。
 - ※1 道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅
 - ※2 国土交通省、都道府県、政令市、その他市区町村
- 対象時期：平成26から30年度まで
- アンケートの回答率：国土交通省・都道府県・政令市100%、その他市区町村97%

- 国民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるインフラの維持管理を計画的・効率的に進めていく上で、新技術等の積極的な活用を図ることが重要である。
- 上記を踏まえ、農林水産省所管10分野※₁を対象に、インフラの点検・診断などの業務における施設管理者※₂の新技術等の導入状況を調査した。

※1 農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、治山施設、林道施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設

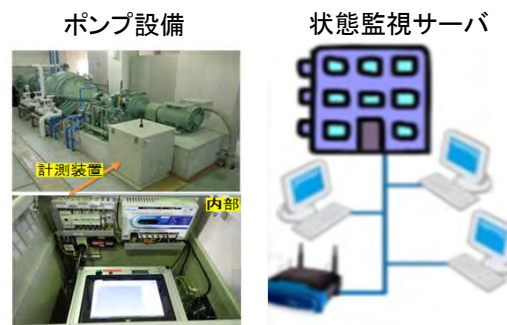
※2 国の機関（森林管理署等）、都道府県、政令市、その他市区町村

■ インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合 ■ 新技術等の導入事例

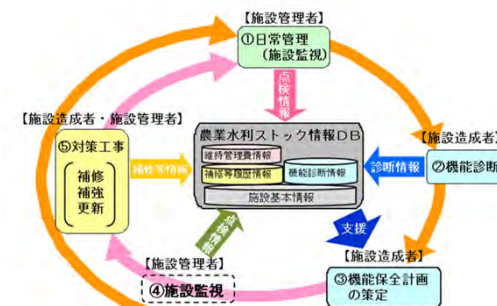


※対象時期：平成26から30年度まで
 ※対象管理者数：上記10分野の対象施設を管理している管理者を対象
 ※アンケートの回答率：100%

潤滑油等の分析により、ポンプを分解することなく状態を診断する技術



点検情報や補修情報等を一元的に管理するデータベースの導入



ドローンを活用して施設の点検を行う技術



スマートフォンを活用して、現場点検データの蓄積、共有化を迅速かつ効率的に行う技術



水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関する新技術について

- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施にあたっては、新技術を積極的に活用し、水道施設を良好な状態に保ちつつ、長寿命化を図ることが重要である。
- 厚生労働省では、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」において水道事業者等に新技術の採用を促しており、今後、新技術の導入を推進するため、先進的な新技術の導入事例に関する詳細調査を行う予定。また、(公財)水道技術研究センター(JWRC)と連携し、新技術を用いた具体的な点検方法や活用事例を事例集として取りまとめる予定。

■新技術の活用イメージ

振動センサーを活用した水道管の漏水検知システム



出典：株式会社日立製作所提供

ドローンを活用した点検を行う技術



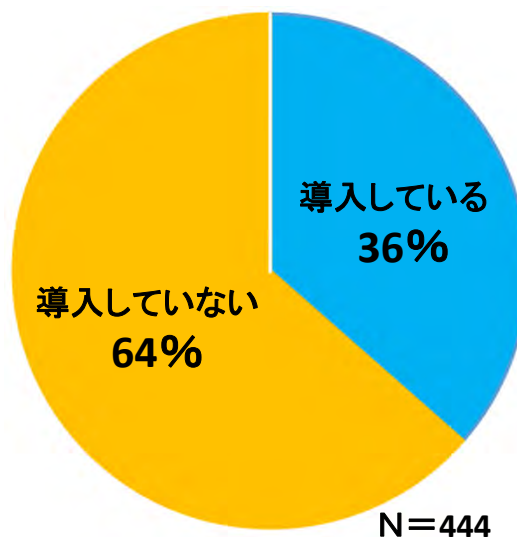
出典：堺市上下水道局提供

タブレット等の端末を活用した維持管理情報等を管理する技術



出典：厚生労働省資料

■水道施設の点検を含む維持・修繕にかかる新技術を導入している水道事業者等の割合(令和元年5月調査)



対象期間：平成29年から30年度まで

調査対象：大臣認可の水道事業者等（上水道事業者及び水道用水供給事業者）
ただし、施設を保有しない1事業者（富山県東部水道用水供給事業）を除く
444事業者

回収率：100%

「誰も取り残さない」一人ひとりが最適なサービスを楽しむ都市や地域の実現を目指し、地方公共団体や大学・民間企業と連携し、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開

上位目標

Well-Beingの向上を実現する都市や地域づくり<優良事例創出>

関係者の参画

【大学】
地域や企業から投資を呼び込み、地域と大学の発展につながるエコシステムの形成

【地方公共団体・地域】
新たなスマートシティの取組手法の積極的導入

【民間企業】
技術開発の加速・投資促進

主な成果

✓ 「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」(2020.12)、「科学技術・イノベーション基本計画」(2021.3)等に施策を位置づけ

✓ 「スマートシティ・ガイドブック」の作成・公表(2021.4)

✓ 共通的なアーキテクチャの策定(「スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ」)(2020.4)

✓ スマートシティTFの体制強化(地域連携WGの設置、標準活用戦略推進TF・SC海外展開TFと連携)

✓ スマートシティ事業の合同審査の実施(2021年度)

主な課題(2021)

1. 政府のデジタル化方針と連動した各地域でのスマートシティ化の計画策定

- スマートシティの定義・要件の明確化、取組の評価指標の検討
- 自治体のデジタル化方針等に位置付け、ロードマップの検討開始(スマシ化、都市OS) など

2. 官民・大学連携によるスマートシティ推進の拠点づくり・人材育成

- スマートシティ・ガイドブックを活用した全国の都市・地域への取組の展開
- 官民連携PFの活動強化、地方大学との連携・人材育成策の検討、資金的持続性の検討 など

3. スマートシティ推進をけん引する好事例の創出

- 各府省連携によるスーパーシティ・スマートシティ実装、都市OSの社会実装の加速
- 暮らし(健康、子育て)・グリーン化(エネルギー、ゼロカーボン)など、各分野での事例発掘・横展開 など

4. 戦略的な標準活用による海外展開推進

- 海外のスマートシティ案件(国際市場)をめぐる国際競争戦略としての国際標準戦略の推進
- スマートシティカタログを活用した海外広報、Smart JAMP等を通じた案件形成の加速化、投融資の推進 など

PFI事業の実施状況①(地域別)

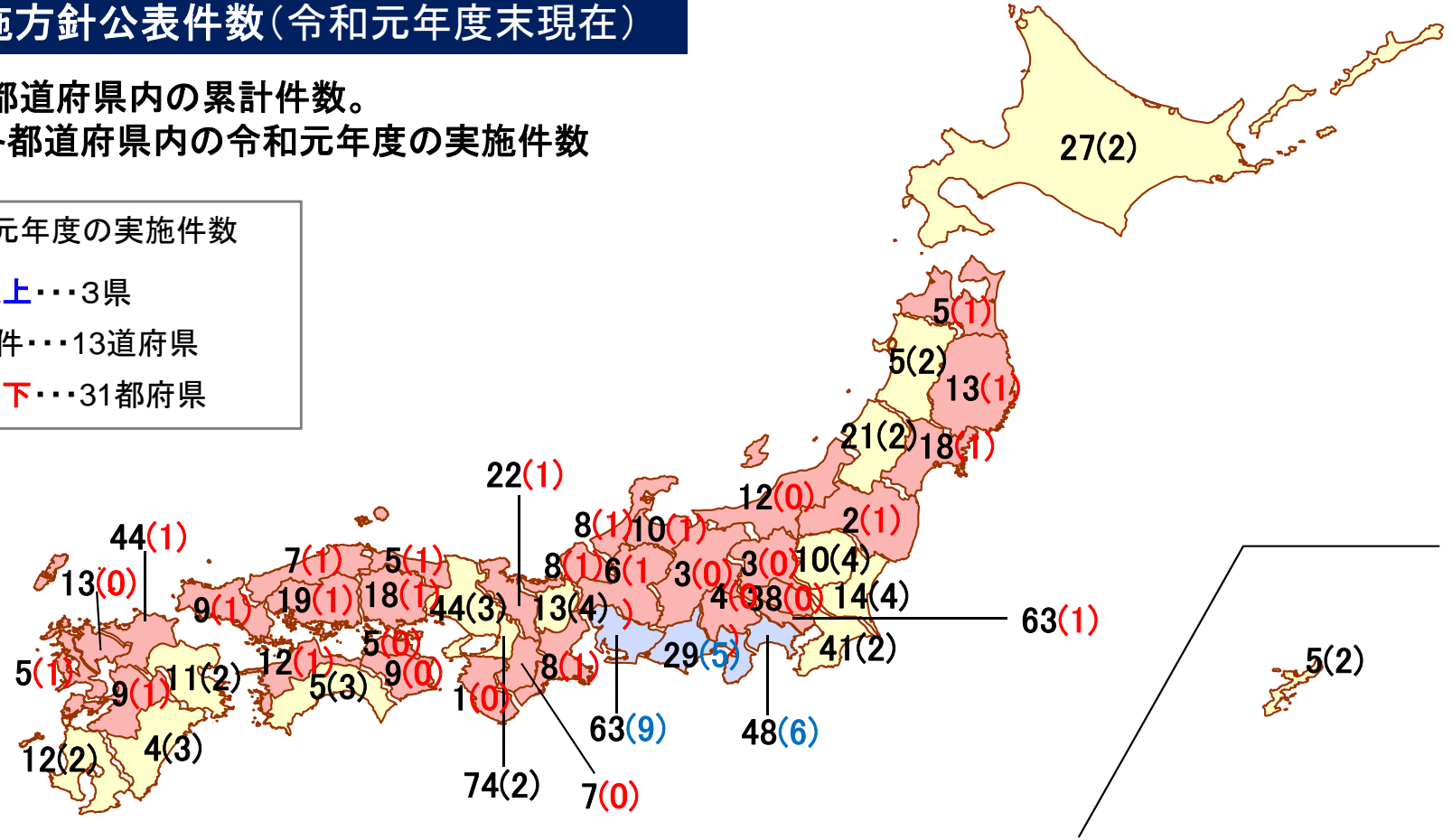
- PFI事業の実施件数は、令和元年度77件、累計818件となっている。
- 一方、令和元年度の実施件数を地域別に見ると、
 - ・5件以上 3県
 - ・2件～4件 13道府県
 - ・1件以下 31都府県
- 地方公共団体、地域企業、地域金融機関等がPFI事業のノウハウを蓄積し、継続的に取り組んでいく上では、各都道府県で複数の事業件数が必要

都道府県別実施方針公表件数(令和元年度末現在)

※黒字は各都道府県内の累計件数。
 ※()内は各都道府県内の令和元年度の実施件数

凡例: 令和元年度の実施件数

- 5件以上…3県
- 2～4件…13道府県
- 1件以下…31都府県

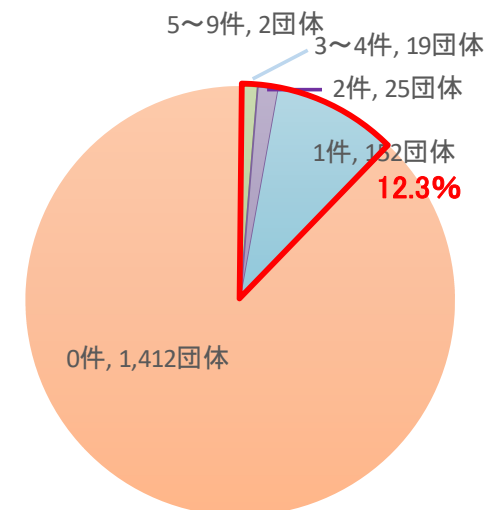
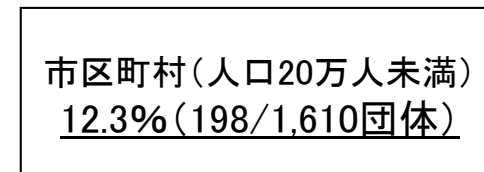
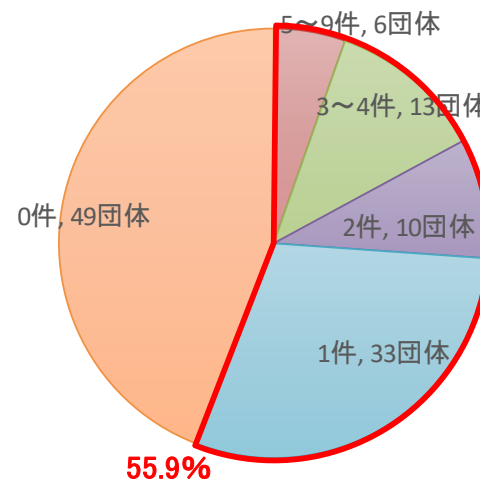
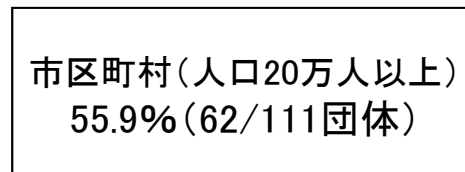
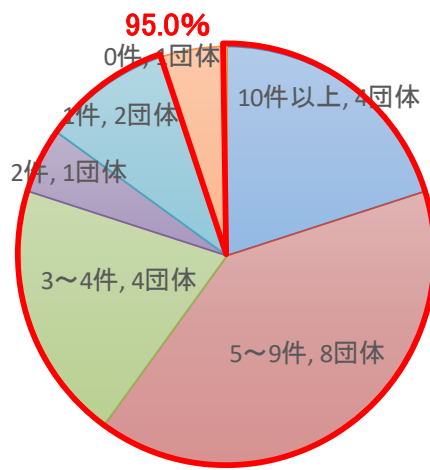
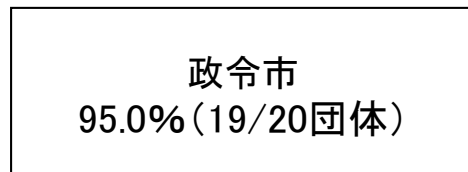
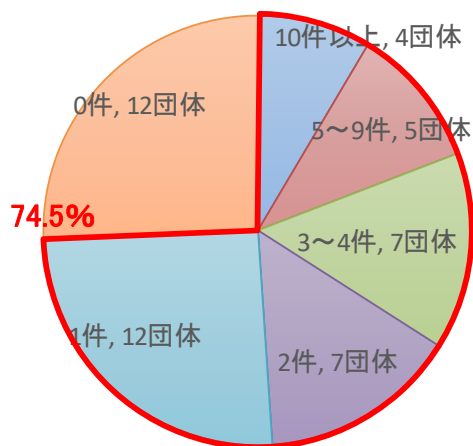
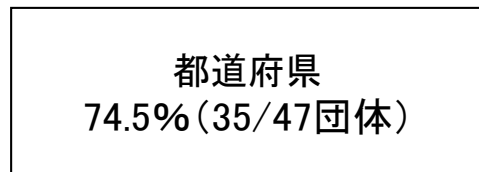


PFI事業の実施状況②(地方公共団体規模別)

○都道府県・政令市においてはPFI事業のノウハウは、一部の団体を除き、蓄積されてきている状況。
 ○一方、市区町村、特に人口20万人未満の市区町村におけるPFI事業の導入はこれからの課題。

PFI事業を実施したことがある団体の割合

(令和元年度末現在)



都道府県 : 約75%の団体が実施
 約半数の団体が複数の事業を実施
 政令市 : 1団体を除く全ての団体が実施
 市区町村(人口20万人以上): 半数以上の団体が実施
 市区町村(人口20万人未満): 実施経験ありは約1割

<PFI事業の実施経験のない団体>

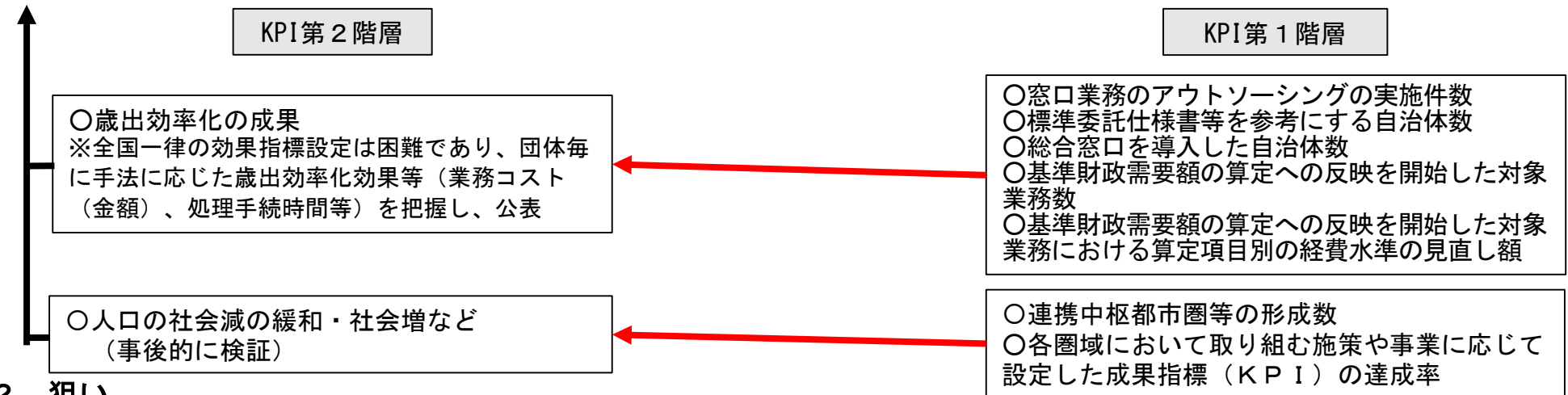
○都道府県(12団体):
 秋田, 福島, 群馬, 富山, 長野, 岐阜,
 三重, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島
 ○政令市(1団体): 相模原

【地方行財政改革等：持続可能な地方行財政基盤の構築】

1. 政策体系の概要

政策目標：持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。

- ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）



2. 狙い

自治体の業務改革・広域連携の効果検証

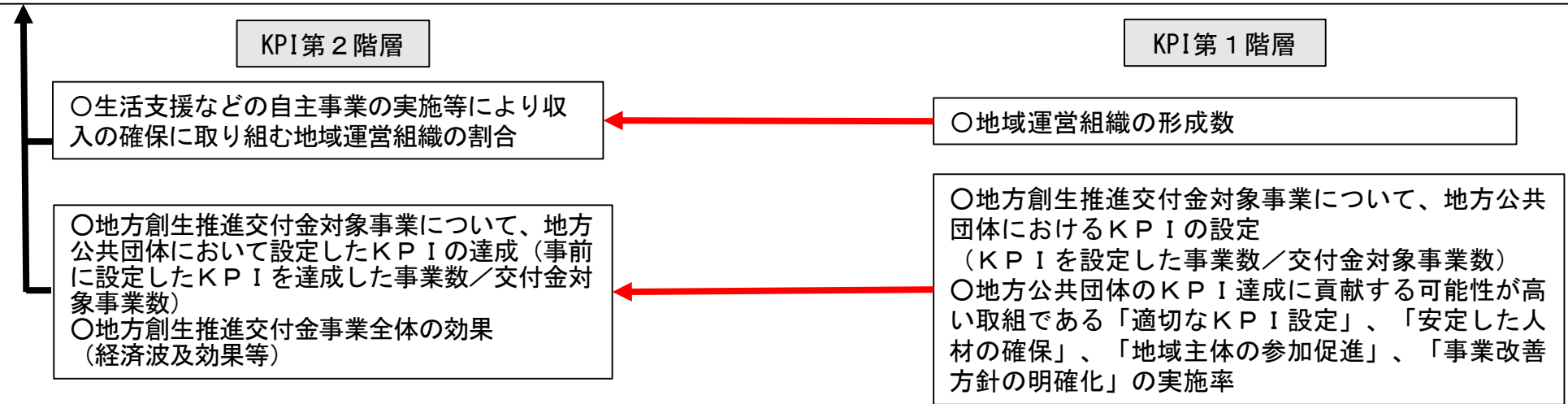
3. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1	総務省	自治体の業務改革	国地方1 (p80)	自治体の業務改革により、住民の利便性は向上したか	本年秋までに既存調査（※詳細は参考10）を整理	既存調査を踏まえて検討
2	総務省ほか	自治体の広域連携	国地方12 (p87)	各圏域において連携して施策等を講じたことによる効果を検証するためにどのようなKPIが適切か	本年秋までに、既存調査（※詳細は参考11）の収集・整理	既存調査を踏まえて検討

【地方行財政改革等：個性と活力ある地域経済の再生】

1. 政策体系の概要

政策目標：個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。
また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。



2. 狙い

活力ある地域経済の再生の取組の推進

3. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
3	内閣官房 (まひし)	地域運営組織	国地方16 (p88)	地域運営組織の現状分析をどのように実施すると適切か	本年秋までに既存調査（※詳細は参考12）を整理	既存調査を踏まえて検討
4	内閣官房 (まひし)	地方創生推進交付金	国地方17 (p89)	地方創生推進交付金が各自治体においてどのような効果があったのか	本年秋までに既存調査（※詳細は参考13）を整理	既存調査を踏まえて検討

調査方法：「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」の一環として調査を実施

調査内容：窓口業務改革（総合窓口化、民間委託）及び庶務業務の集約化を実施している団体（業務改革モデルプロジェクト実施団体を含む。）のうち、BPR（Business Process Re-engineering:業務フローの再構築）実施による業務改革の効果把握している団体について調査

調査時点：令和2年4月1日現在

窓口業務改革

	団体数	窓口業務改革 （総合窓口化、民間委託） を実施している団体数	BPRによる効果を 把握している団体数 （うち実績ベース）	主な指標例
指定都市	20	19	3 (3)	市民満足度、待ち時間、手続時間、コスト
市区町村 （指定都市を除く。）	1,721	589	47 (38)	市民満足度、待ち時間、手続時間、職員数、人件費、時間外勤務時間、業務量等

窓口業務の民間委託の実施状況

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	463団体	1,741団体	26.6%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	51団体	60団体	85.0%
指定都市・中核市以外の市	272団体	712団体	38.2%
町村	102団体	926団体	11.0%

総合窓口の導入状況

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	246団体	1,741団体	14.1%
指定都市	10団体	20団体	50.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	21団体	60団体	35.0%
指定都市・中核市以外の市	123団体	712団体	17.3%
町村	85団体	926団体	9.2%

施策ごとのKPI設定状況（要綱上の取組で分類）

参考資料11

ア 圏域全体の経済成長のけん引	設定圏域数
a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	28
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	31
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	31
d 戦略的な観光施策	30
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	10

イ 高次の都市機能の集積・強化	設定圏域数
a 高度な医療サービスの提供	23
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	29
c 高等教育・研究開発の環境整備	25
d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	12

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	設定圏域数
A 生活機能の強化に係る政策分野	
a 地域医療	25
b 介護	11
c 福祉	26
d 教育・文化・スポーツ	27
e 土地利用	8
f 地域振興	24
g 災害対策	25
h 環境	25
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
a 地域公共交通	19
b ICTインフラ整備	9
c 道路等の交通インフラの整備・維持	9
d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	10
e 地域内外の住民との交流・移住促進	27
f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	12
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
a 人材の育成	17
b 外部からの行政及び民間人材の確保	2
c 圏域内市町村の職員等の交流	12
d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	11

※ 令和2年3月末時点の設定状況。

連携中枢都市圏の取組とKPIの設定例について

※ 令和2年3月末時点の設定状況。

圏域全体の経済成長のけん引

○ 産学連携支援事業(アb)

(熊本連携中枢都市圏(熊本市))

・圏域等の事業者を対象に産学連携による新事業の創出を支援するため、産学連携コーディネータを配置し、日常的な産学連携ニーズ等に対応するとともに、大学教授等の研究シーズを地場企業の方々が学び、事業化の契機としてもらう「小規模マッチング会」を開催する。

KPI

圏域内の創業者数
(年間)

基準値: 772人(H28) → 目標値: 1,000人(R2)
現状値: 1,084人(H30)

○ 「播磨地域ブランド」の確立(アc)

(播磨圏域連携中枢都市圏(姫路市))

・播磨圏域の選りすぐった多彩な特産品や地場産品を統一感をもったブランド「豊穡の国はりま」として展開し、首都圏を中心とした国内外の消費者やバイヤーに発信。播磨圏域全体のイメージアップによる地域活性化につなげる。

※ 令和元年度からは、播磨の魅力をより明確に打ち出すため、新たに「醸す 造る 播磨」を掲げ、「醸造」をキーワードに播磨地域産品のブランド力強化を図る。

KPI

地域ブランド
登録事業者数

基準値: 141件(H27) → 目標値: 184件(R1)
現状値: 189件(R2.3)

高次の都市機能の集積・強化

○ 診療情報共有化事業(イa)

(久留米広域連携中枢都市圏(久留米市))

・インターネット回線を利用した地域医療連携システム(ID-Link)を用いて、情報開示施設が所有する検査、処方、画像などの診療情報を患者同意のもと、地域の医療機関が共有する「くるめ診療情報ネットワーク(愛称:アザレアネット)」について、佐賀県及び八女筑後地域とも連携しながら、その推進を図る。

KPI

参加医療機関数

基準値: 126施設(H27) → 目標値: 150施設(R3)
現状値: 270施設(R2.3)

登録患者数

基準値: 7,365人(H27) → 目標値: 10,000人(R3)
現状値: 16,454人(R2.3)

○ 広域的公共交通ネットワーク強化事業(イb)

(とやま呉西圏域(高岡市・射水市))

・城端・氷見線沿線公共交通網形成計画等に基づく各種施策の展開や万葉線のICカード導入検討など、鉄軌道の連携強化を骨格とした各種公共交通ネットワークの活性化を図る。

KPI

主要駅の
一日あたり
乗車人数(※)

基準値: 23,878人/日(H27) → 目標値: 23,400人/日(R2)
現状値: 24,432人/日(R2.3)

(※) 各交通機関(あいの風とやま鉄道及びJR城端・氷見線)の主要駅における利用者数

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

○ 保育の広域利用の拡大事業(ウAc)

(長野地域連携中枢都市圏(長野市))

・多様な保育ニーズに応えることにより、子どもを産み育てやすい環境を圏域全体で構築するため、病後児保育施設の広域受入を実施。

KPI

病児・病後児保育
事業参加機関数

基準値: 2施設(H28) → 目標値: 4施設(R2)
現状値: 7施設(R1)

○ 移住交流推進事業(ウBe)

(高梁川流域連携中枢都市圏(倉敷市))

・東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町での共同出展やお試し住宅の運営の他、関係市町が地域の特色を生かした取組を実施する。

KPI

倉敷・流域お試し
住宅利用による
移住者数

基準値: 9人(H27) → 目標値: 100人(H27~R1)
現状値: 126人(H27~R1)

KPI第2階層：生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む
地域運営組織の割合【2024年度までに60%】

- 地域の課題は、医療や交通、買い物など多種多様であり、地域運営組織に求められる取組内容も地域によって異なる



- 一方、地域それぞれで課題は異なるものの、地域運営組織が自立した運営を行うためには、質の高い取組（地域住民が求めるサービスを提供し続けること）であることが必要



- 地域運営組織の自立度合いを示す「自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合」により取組の質が評価可能

小さな拠点の有識者会議における議論

「小さな拠点・地域運営組織ともに、全国での形成数は順調に拡大しているが、人材の確保や資金の確保等の取組にあたっての課題も多く抱えており、量的な拡大のみならず、取組の質の向上も重要。取組の質を評価する観点からは、住民の参加率、財政状況（自主財源の割合等）、事業規模等の指標が考えられる。」

（第1回小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会）

「地域運営組織については、収入源に注目して何らかの指標をつくるというのも一つの方法。その際に自主事業ばかり強調してしまうと、地域運営組織の多様性を無視するような形になるので、地方公共団体からの受託事業なども含めて、何らかの形で指標化するというのは一つの手。」

（第2回小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会）

地方創生関係交付金事業におけるKPIにより、地方版総合戦略等に掲げられた地域の目指す目標に対して、どのような取組プロセスを経れば、その目標が達成可能なのかを考えて設計された交付金事業において、その取組プロセスを実現できているかどうかを数値で計測する。

地方創生関係交付金事業におけるKPI設定の視点

地方創生関係交付金事業では、取組の自立性が確立されることを重視。取組の自立性を確立するためには、①事業のマネジメントサイクル（PDCA）への意識を高めること、②“確かなPDCAサイクルの稼働”を実現するために適切なKPIを設定・管理することが必要である。

地方創生関係交付金事業におけるKPIの設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、下記の基本的な視点に留意することが重要である。

視点1：「客観的な成果」を表す指標であること

- 成果・効果を捉えたアウトカム指標となっていること
- 主観的でない、定量化されたKPIとなっていること

視点2：事業との「直接性」のある効果を表す指標であること

- 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの因果関係が明確であること
- 交付金事業によって現れた成果だと説明できるKPIであること

視点3：「妥当な水準」の目標が定められていること

- 目指す水準の根拠が説明できるKPIとなっていること
- 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっていること
- 到達を予見できる低い水準のKPIを設定しないこと
- 事業環境を踏まえた目標水準とすること

その他の留意すべき視点

- 事業目的に合致したKPIが設定されていること
- 複数の観点でKPIが設定されていること
- 事業進行中を含む評価や進捗管理に適したKPIとなっていること
- KPIや目標水準の検証を行うこと

4) 分野別の主なKPIの例

分野2：観光振興（しごと創生分野②）

事業例	事業のアウトプット	事業のアウトカム	総合的なアウトカム
	個別事業の活動量 (例)	個別事業の直接的な効果 (例)	諸事業・施策の全体効果 (例)
○ 地域ブランド化 (地域の魅力を活かした商品・サービス開発)	<ul style="list-style-type: none"> 特産品・旅行商品開発数 利用者数（施設・設備利用者数、イベントなどの参加者数、など） Green Finsを導入している海のレジャーに関する事業者数 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者数 観光客数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における観光関連産業売上高 宿泊者数、日帰り観光客数の増加に伴う消費の増加額 地域における観光産業による経済波及効果
○ 地域間連携（広域連携による発信力向上と多様なニーズの取り込み）	<ul style="list-style-type: none"> 特産品・旅行商品開発数 	<ul style="list-style-type: none"> 電動アシスト付自転車の週末利用件数 鉄道等公共交通機関乗客数 	<ul style="list-style-type: none"> 観光消費額 地域住民のための公共財の観光客利用促進指標
○ 製品・サービス開発／販売促進 (製品の付加価値向上)	<ul style="list-style-type: none"> 特産品・旅行商品開発数 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣地域の観光地からの立ち寄り観光客数 	
○ 地域間連携（広域連携による発信力向上と多様なニーズの取り込み）	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ閲覧数 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客数 駅乗降者数 クルーズ船寄港数 	
○ インバウンド事業	<ul style="list-style-type: none"> 外国人向けの新商品や体験ツアーの造成数 インバウンドに取組む地域事業者への支援件数 	<ul style="list-style-type: none"> 事業で実施した外国人ツアー・プログラム参加者数・宿泊者数 	
○ 新たな観光資源開拓・PR事業	<ul style="list-style-type: none"> 通訳・ガイド人材育成数 新商品や体験ツアーの造成数 観光ルートやアクティビティの整備数 当該キャンペーンの参加事業者数 	<ul style="list-style-type: none"> 事業で実施したツアー・プログラム参加者数・宿泊者数 事業で実施したキャンペーン対象施設入場者数 	
○ ICTを活用した情報発信の仕組みづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 情報コンテンツ（webサイト、アプリ等）の作成数 情報発信基盤の活用に係る域内事業者等へのセミナー等参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 情報コンテンツの利用回数・閲覧回数 情報発信事業に係るメディアからの取材件数 	
○ 観光領域のマネジメント体制（DMO）構築事業	<ul style="list-style-type: none"> DMOによる新商品や体験ツアーの造成数 DMOによる現状調査や地域観光事業者への支援件数 セミナー・研究会・人材講座等のイベント参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 事業によってDMO組織が支援を行った新商品の売上高、取扱店舗数 事業によってDMO組織が支援を行ったツアー商品等への参加者数 	
○

[地方創生事業実施のためのガイドライン（令和3年3月）より抜粋]

※KPIの設定については、観光振興分野の他に、農林水産、ローカルイノベーション、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくりの分野に関して主なKPIの事例を「地方創生事業実施のためのガイドライン（令和3年3月）」において示している。

KPIの設定に係る具体的な事例

■ 主たるKPIとその補助的なKPIの設定により、段階的に事業成果等を確認

帯広市における十勝・イノベーション・エコシステム推進事業では、地方版総合戦略の数値目標として掲げた「創業・起業件数」を主たるKPIとして設定しつつ、事業の成果や課題検証を段階的に行えるように2つの補助的なKPIを設定した。具体的には、主たるKPIの達成に向けた支援の進捗を確認する「創業・起業支援件数」(①)と、創業・起業に係る裾野の広がりを確認する「創業・起業支援件数」「創業・起業人材育成プログラム修了者数」(②③)を設定した。

[KPI]

- ①創業・起業件数 目標190件 → 実績144件
- ②創業・起業支援件数 目標570件 → 実績513件
- ③創業・起業人材育成プログラム修了者数
目標144人 → 実績310人

■ RESASデータから見える化した「18歳の崖」を見て、市職員全体が強烈な危機感を認識

津山市の「住み続けたい、住みたいを実現するまち創生計画」では、RESASのデータから、高校・大学卒業後の若者の転出数が極端に多いという事実を市職員全体が再認識し、強い危機感を感じた。

普段漠然と感じていることであっても、データで確認したことにより「18歳の崖」を強く認識し、市共通の課題として関係者で共有し、移住生活体験サポートや若者の定住応援プログラムに結び付けることができた。

[KPI]

- ①津山圏域外から津山市への移住者数
目標840人 → 実績1,085人
- ②新規学卒者地域内就職者数(津山・美作管内)
目標2,061人 → 実績2,069人
- ③大学生のインターンシップ実施者数
目標28人 → 実績75人

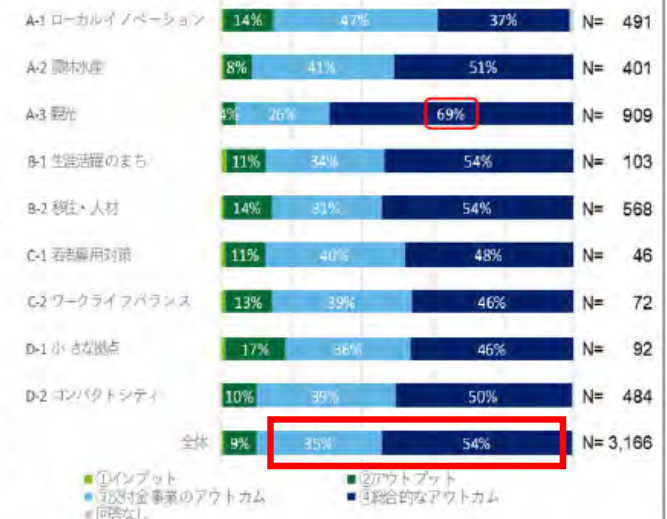
1事業あたりのKPI数は平均3.2個

事業実施報告の分析結果より

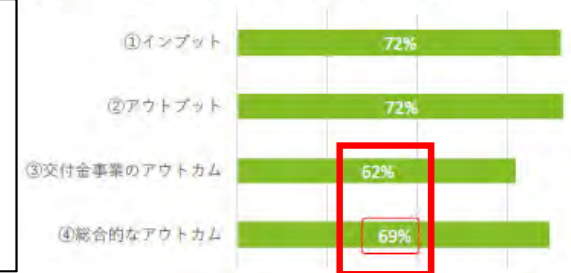
【地方創生推進交付金事業においてKPI目標を一つでも達成した事業(事業テーマ別)】



【KPIの分類(事業テーマ別)】



【KPIの分類別の目標達成状況】

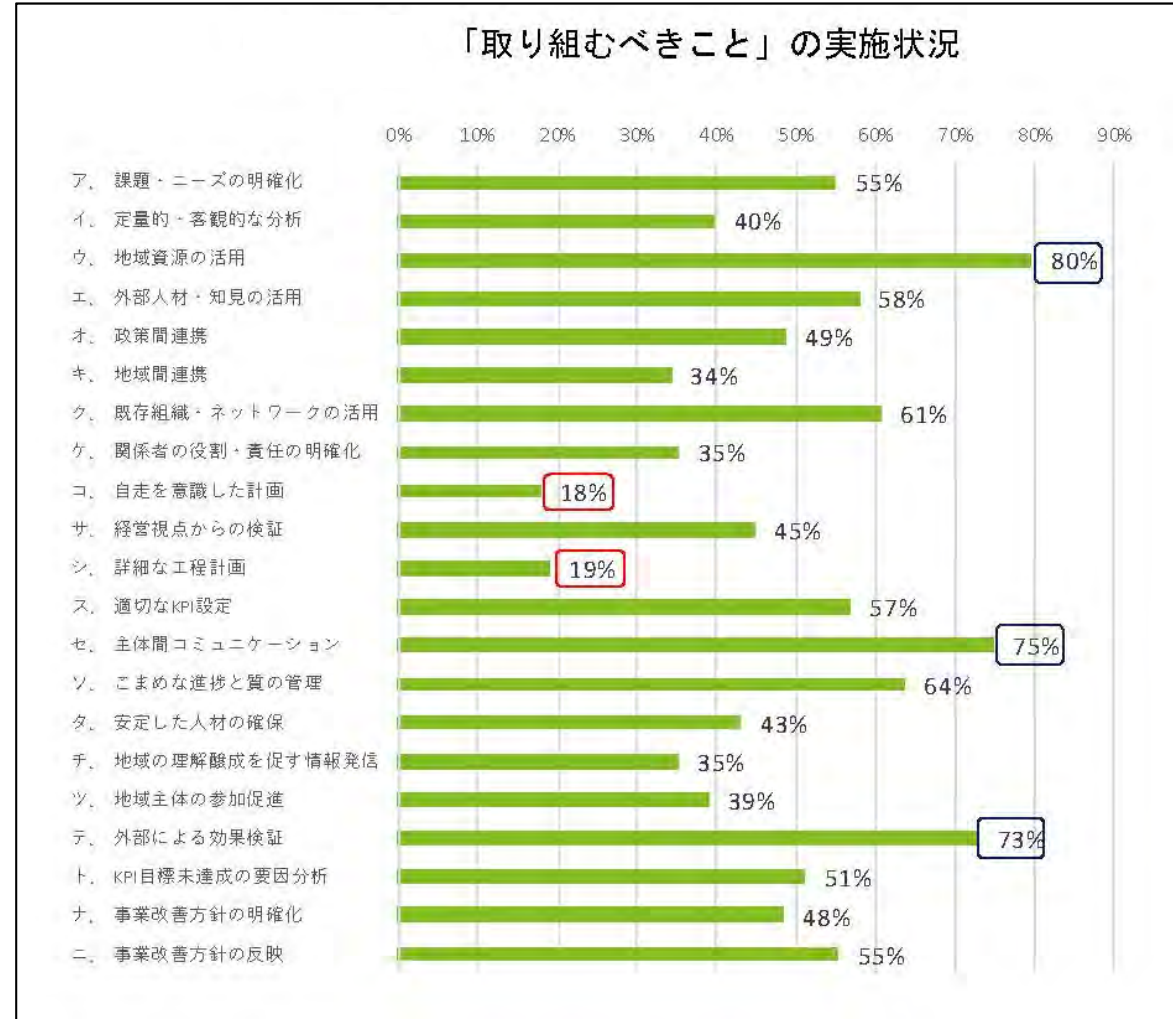


- 少なくとも一つのKPI目標を達成した事業は、全体の8割であった。(左上図)
- KPIのうち、アウトカムの指標は約9割(=35%+54%)。(右上図)
- アウトカム指標の達成率は62%~69%。(右図)

[地方創生事業実施のためのガイドライン(令和3年3月)及び地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査報告書(令和3年3月)に掲載されている内容をもとに加筆]

KPIの達成を含め交付金事業をより効果的・効率的に実施するため、「（交付金事業のPDCAサイクルの中で）取り組むべきこと」を地方公共団体に示すとともに、その実施状況を毎年、内閣府において検証

PDCAの段階	取り組むべきこと	事業実施報告における確認項目
事業アイデア・事業手法の検討 <Plan>	課題・ニーズの共有と明確化	ア. 地域住民や利害関係者との話し合いを通じて課題やニーズを明確化している
	定量的・客観的な分析	イ. 定量的・客観的な分析を通じて地域の実態やニーズを捉えている
	地域資源の活用	ウ. 地域の特色ある資源や強みを活用している
	外部人材・知見の活用	エ. 事業手法の検討に外部人材・知見を活用している
	政策間連携	オ. 異なる分野の政策を組み合わせた事業とするため、団体内の複数部局や様々な分野の民間企業と連携している (カ. 連携対象の事業テーマ)
	地域間連携	キ. スケールメリットや人材・ノウハウ融通のため、複数地域間で連携している
	既存組織・ネットワークの活用	ク. 事業実施体制の構築において、地域の企業・団体等の既存組織・ネットワークを活用している
	関係者の役割・責任の明確化	ケ. 関係者の役割・責任について明確化している
事業の具体化 <Plan>	自走を意識した計画	コ. 資金調達の方法や事業採算性など事業が継続性をもって自走していくことのできるプロセスを明確化している
	経営視点からの検証	サ. 経営視点からの検証のため、事業実施経験のある人材を活用している、または知見ある外部専門家から助言を受けている
	詳細な工程計画	シ. 事業終了までの詳細な工程計画(四半期単位、月単位等)を策定している
	適切なKPI設定	ス. 事業と直接性があり、客観的な成果を表すKPIを選定し、妥当な水準の目標値を設定している
事業の実施・継続 <Do>	主体間コミュニケーション	セ. 事業実施主体間で定期的にコミュニケーションを行っている
	こまめな進捗と質の管理	ソ. KPIの進捗について定期的に管理している
	安定した人材の確保	タ. 担い手となるキーパーソンや、事業を継続的に進めていくマンパワーを確保している
	地域の理解醸成を促す情報提供	チ. 事業の目的・目標や生じつつある効果等の現状、事業がもたらすメリットについて情報発信し、事業実施に対する納得感を醸成している
	地域主体の参加促進	ツ. 地域住民・事業者や利害関係者が事業の推進や改善に参加できる仕組みをつくっている
事業の評価・改善 <Check/Action>	外部による効果検証	テ. 外部組織や議会等により事業の効果を多角的に評価検証している
	KPI目標未達成の要因分析	ト. KPIの目標達成状況を定期的に確認し、未達成の場合はその要因を分析している
	事業改善方針の明確化	ナ. 事業の評価を踏まえて対応策を決定し、実行に移している
	事業改善方針の反映	ニ. 事業の改善方針について次年度以降の事業計画に反映している



[地方創生事業実施のためのガイドライン（令和3年3月）及び地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査報告書（令和3年3月）に掲載されている内容をもとに加筆]

【文教・科学技術：1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上】

1. 政策体系の概要

政策目標：教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う子供たちの資質・能力を育成する取組の質を向上させる。

- ①科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上
- ②知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力のバランスがとれた個人を育成

KPI第2階層

KPI第1階層

- 児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定
- ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合
- 初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合
- 教師のICT活用指導力

- 学習者用コンピュータの整備状況
- 高速大容量の通信ネットワークの整備状況
- 学習者用デジタル教科書の整備状況
- ICT支援員の活用状況
- ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合
- 統合型校務支援システムの導入率
- ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の状況

2. 狙い

教育の情報化の加速（主にGIGAスクール構想）に関する効果を検証し、今後の効果的な施策を検討する。

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
1 文科省 内閣府	教育の情報化の加速 （主にGIGAスクール構想）	文教2-2 (p93・94)	どのような環境を整備すれば、1人1台端末の効果的な活用に繋がるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・7月から内閣府と文科省で研究会を設置し、各調査のデータを用いた分析について、年内に一定の取りまとめを行う（参考資料14、15-1、15-2） ・来年度以降の効果検証については、個別自治体との連携も見据えつつ、関係機関等と要調整。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の情報化の実態等に関する調査のデータ ・全国学力・学習状況調査のデータ ・自治体独自の学力調査のデータ 等

1. 政策体系の概要

政策目標：EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

- 世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上（2018年度は第6位）
※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる
- 被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上）
- 企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）

KPI第2階層

KPI第1階層

○若手研究者比率の増加
○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出(大学の特許の実施許諾件数の増加等)

○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用
○「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、科学技術・イノベーション基本計画の検討において、最新のデータを踏まえて検討

2. 狙い

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージの効果検証

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
2 CSTI（文科省）	研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ（参考資料16）	文教5-1(1), (2) (p96, 97) 文教10, 15 (p101, 102)	研究力強化・若手研究者支援総合パッケージの推進によって、研究力強化や望ましい研究環境の構築にどのように寄与したのか。第6期科学技術・イノベーション基本計画への反映状況や評価指標・分析手法の検討・策定状況について確認する。	本年中に進捗状況を整理可能なものから本年末の改革工程表に反映（新たなKPIの設定・更新等） （具体的な効果検証は、総合科学技術・イノベーション会議の評価専門調査会において実施）	進捗状況の整理等を踏まえ必要なデータを検討して効果検証を実施

【文教・科学技術：官民一体となったスポーツ・文化の振興】

1. 政策体系の概要

政策目標：スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。
 ○企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円

KPI第2階層

KPI第1階層

- スポーツツーリズム関連消費額
- スポーツ市場規模

- スポーツ参画人口の拡大
- 地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数
- 地域スポーツコミッション設置数
- スポーツ目的の訪日外国人旅行者数
- 大学スポーツアドミニストレーター配置大学数
- UNIVAS加盟団体数

2. 狙い

スポーツの振興による他分野への波及効果の効果検証

3. 具体的な検証項目

担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
3 文科省	スポーツ振興	文教16 (p103)	スポーツ振興によって、どのような分野で波及効果が生じるか（健康分野、地域・まちづくり分野、経済分野、共生社会等）	本年秋季までに既存調査を収集・整理 本年末に改革工程表に反映（新たなKPIの設定等） （本年度末に次期スポーツ基本計画を策定）（参考資料17）	既存調査の整理結果を踏まえ必要なデータを検討し、来年秋季までに効果分析を実施

「GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会」の概要

＜背景・目的＞

- ワイズスペンディングの徹底に向けて、経済・財政一体改革推進委員会の下にEBPMアドバイザリーボードが設置され、経済・財政一体改革におけるEBPMの枠組み強化を進めている。
- EBPMアドバイザリーボードでは、多年度型事業等の重要施策について、各府省によるロジックモデルの構築・精緻化等への知見の提供を通じ、各府省のEBPMの質の向上を図ることとしており、文教・科技分野においては、多年度型の重要施策であるGIGAスクール構想に係る検討を行っている。
- GIGAスクール構想に基づく「1人1台端末」の配布は、ほぼ全ての小中学校において完了したものの、その活用状況は地域ごと、学校ごとに差があると考えられる。
- 内閣府と文科省が連携して「1人1台端末」の効果的な活用に向けたエビデンス整備（EBPM）に取り組む。特に、ハード環境（学校無線LAN、端末持ち帰りの可否等）、指導・支援体制を含めたソフト環境（ICT支援員の配置・活用状況、指導者研修の実施状況、アプリ等）等の現況を確認するとともに、そうした環境整備の効果に関して「定量的な効果検証」を実施する。
- これらの検討を行うために、有識者によって構成される本研究会を設置する。

＜検討のポイント＞

分析に当たっては、

- ①全国レベルの分析（文科省の既存調査（個票データ）の活用）
 - ②自治体のパネルデータの分析（個人レベルの時系列変化の分析）
 - ③モデル地域（モデル校）における、新規調査の実施・分析
- 等を組み合わせることで、多角的なエビデンス整備を行う。

＜今後のスケジュール（想定）＞

- | | | |
|--------|-----|---------------------|
| 令和3年7月 | 第1回 | 取組の概要整理、効果検証論点の検討 |
| 10月 | 第2回 | 調査方針の決定、効果検証結果の中間報告 |
| 11月 | 第3回 | （予備）効果検証の進捗報告 |
| 令和4年1月 | 第4回 | 次年度の取組の検討 |

GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会 名簿

- 植阪 友理 東京大学高大接続研究開発センター准教
 ◎川口 大司 東京大学大学院経済学研究科教授
 妹尾 渉 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部
 総括研究官
 多喜 弘文 法政大学社会学部准教授
 田中 隆一 東京大学社会科学研究所教授

（敬称略、五十音順、◎は座長）

令和2年11月25日（水）
EBPMアドバイザーボード（第2回）
文科省提出資料より抜粋

GIGAスクール構想の実現 ロジックモデル

<p>解決すべき問題・課題</p>	<p>Society 5.0時代を生きる子供が未来を切り拓いていくための資質・能力を育成する質の高い学びを実現するためには、教育におけるICT活用が不可欠である一方、学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間格差も大きい。また、世帯年収が低い家庭ではインターネットが利用されていない傾向にあるといった格差も存在する。 このような中、OECDの学習到達度調査（PISA 2018）などにおいて、我が国の児童生徒について、デジタルテキストも含めた読解力や情報活用能力など情報化への対応にも課題がみられる。ICTを有効活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、令和の時代における学校の「スタンダード」として、全国の学校におけるICT環境整備が急務である。 また、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業期間において、子供たちの学びを保障する観点からも、ICTを活用して家庭でも学び続けられる環境を早急に整備することが不可欠。</p>
<p>上記問題・課題と事業との関係</p>	<p>1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的に整備するとともに、利活用優良事例の創出・普及、日常的にICTを利活用できる体制の整備、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。また、それらの取組を加速することで、全ての子供達の学びを保障出来る環境を早急に実現する。</p>

インプット（予算）

アクティビティ（事業概要）

アウトプット（活動実績）

初期アウトカム

【ハード】
(令和元年度～令和4年度)

児童生徒1人1台端末の整備
校内通信ネットワークの整備
(令和元年度補正予算額: 2,318億円
令和2年度補正予算額: 2,292億円)

【ソフト・指導体制】

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業
(2020年度予算額: 453百万円)
学習者用デジタル教科書の効果・影響に関する実証研究事業
(2020年度予算額: 20百万円)
ICT支援員の配置
(4校に1人の割合で地方財政措置) 等

- 児童生徒1人1台端末の整備の支援
(小・中・特別支援学校等の児童生徒が使用するPC端末を整備(地方財政措置も活用し、2022年度に義務教育段階の児童生徒1人1台を実現)
- 校内通信ネットワークの整備の支援
(小・中・特支・高等学校等における校内LANの整備(2019、2020年度補正予算により希望する全ての義務教育・高等学校段階の学校において整備)
- デジタルならではの学びの充実の支援
(デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を促進
・教科等ごとに、ICTを効果的に活用した学習活動の例を提示
・効果的な遠隔教育の事例やノウハウを提示
・AIDリアル等先端技術を活用した実証を充実)
- 日常的にICTを活用できる指導体制の構築の支援
(ICT支援員など、企業等の多様な外部人材の活用促進
・各地域の指導者養成研修の実施
・ICT活用教育アドバイザーによる、学校設置者等への助言・支援)

- 学習者用コンピュータの整備状況
【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】
- 高速大容量の通信ネットワークの整備状況
【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】
- 学習者用デジタル教科書の整備状況
【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】
- 教科等のICT実践事例の作成状況
(2020年6月の指導主事会までに全教科で作成)
【文部科学省において作成】
- ICT支援員の活用状況
(2022年度までに4校に1人
(2019年度:約2,500人)
【文部科学省において把握】
- 指導者養成研修の実施状況
(毎年2回のべ120人、自治体等における指導者となる者を対象に実施、受講後の各自治体等における研修等での活用状況を調査)
【(独)教職員支援機構において把握】
- ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況
【文部科学省において把握】

- 全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現
 - ・スタディログの活用による個々の状況に応じたきめ細かい指導の実施割合を2025年度までに100%にする
 - ・希望する不登校児童生徒や病気療養児等がオンラインで学習できる環境の整備を2021年度中に100%にする
 - ・感染症や災害の発生等の緊急時にあってもオンラインで学びを保障することができる環境の整備を2021年度中に100%にする
- ICTの活用等による授業改善
 - ・ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）を2023年度までに100%にする
(2019年度:小学校37.1%、中学校43.6%)【全国学力・学習状況調査(毎年調査)】
 - ・遠隔教育を実施したいができていない学校の割合を2023年度に0%にする
(2019年度:12.0%【※文部科学省において把握】)【学校における教育の情報化の実態等に関する調査(毎年調査)】
- 教師のICT活用指導力の向上
 - ・授業にICTを活用して指導する能力の向上
(2019年:69.8%)
【学校における教育の情報化の実態等に関する調査(毎年調査)】
 - ・児童生徒のICT活用を指導する能力の向上
(2019年:71.3%)
【学校における教育の情報化の実態等に関する調査(毎年調査)】
- 児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・児童生徒の情報活用能力の向上
【情報活用能力調査(2021年度に本調査を実施)】

初期アウトカムの状況を分析し、効果検証を行いながら、インプット及びアクティビティを改善

中長期アウトカム

OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上
(科学リテラシー、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上)

インパクト

一人一人の人材としての質を高め、生産性向上・所得増加・QOL向上

- 参考資料2-1を基にしつつ、以下の通り効果検証に向けたモデル（案）を作成。
今後、当該モデル（案）を参考に、適切な仮説を作成し、調査・分析を進めていく。

GIGAスクール構想のEBPMについて

令和3年7月19日（月）
第1回GIGAスクール構想の
エビデンス整備に関する研究会
文科省提出資料より抜粋

1. 仮説

1人1台端末の活用を通じた個別最適な学び*と協働的な学びの一体的な充実により、

- ①教師の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ②子供たちの学習への興味・関心、学校・授業への満足度の向上、資質・能力の育成 につながる。

※指導の個別化：教師による支援が必要な子供への重点的な指導や、1人1人の特性や学習進度等に応じた指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うこと
※学習の個性化：教師が子供1人1人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整すること

2. インプット～アウトカム

インプット・アクティビティ

アウトプット

アウトカム①

アウトカム②

【ハード】

- ①児童生徒一人一台端末の整備
- ②校内通信ネットワークの整備
- ③現場ニーズを踏まえた端末・システム改修（企業側）

【ソフト】

- ④学習者用デジタル教科書の導入状況（※）
- ⑤デジタルドリル等先端技術の活用状況

※学習者用デジタル教科書に関する効果検証は文部科学省において別途実施

【指導・支援体制】

- ⑥指導者研修の実施状況
- ⑦ICT支援員の配置、活用状況
- ⑧ICT活用教育アドバイザーの支援状況

【授業等でのICT活用状況】

- ⑨ICTを活用した授業頻度
- ⑩同時双方向型の遠隔教育が実施可能な学校数
- ⑪授業におけるスタディ・ログの活用状況
- ⑫学校外の学習におけるICTの活用状況

【教師のICT活用指導力等】

- ⑬授業にICTを活用して指導する能力
- ⑭児童生徒のICT活用を指導する能力
- ⑮教師のICT活用に関する意識

【ICTの活用による授業等の改善】

- ⑯主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の状況（教師側）
- ⑰主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の状況（児童生徒側）
- ⑱不登校、病気療養児に対するオンライン指導の状況
- ⑲臨時休業や出席停止時におけるオンライン指導の状況
- ⑳授業準備の効率化等の教師の負担軽減

【児童生徒の変容】

- （児童生徒側）
- ㉑児童生徒の情報活用能力
- ㉒学習への興味、関心
- ㉓学校、授業への満足度
- ㉔自制心、自己効力感、自己肯定感、やり抜く力等
- ㉕学力の推移
 - ・RSTのスコア
 - ・IRTに基づいた学力調査から得られたスコア

※地理的・社会的・発達段階等の条件を同一にして分析するための場合分け（地域規模、学校規模、対象学年、端末の機能（OS））についても要検討

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ 目標

①若手の研究環境の抜本的強化、②研究・教育活動時間の十分な確保、③研究人材の多様なキャリアパスを実現し、④学生にとって魅力ある博士課程を作り上げることで、我が国の知識集約型価値創造システムを牽引し、社会全体から求められる研究者等を生み出す好循環を実現。

産業界による博士人材の積極採用と処遇改善



測定指標：「産業界による理工系博士号取得者の採用者数」1,397人(2016)⇒2,300人(2025)約1,000人（約65%）増

マネジメント人材、URA、エンジニア等のキャリアパスを明確化

〈参考〉URA配置人数1,225人（2017）

産学

多様なキャリアパス・流動の実現

博士後期課程



若手研究者
(ポスドク・特任助教等)



中堅・シニア研究者



博士前期課程/
修士課程



独立して研究の企画と
マネジメントができる人
材の育成

- ・博士人材の多様なキャリアパスを構築
- ・優秀な人材が積極的に学びやすい環境構築

測定指標：

「博士後期課程修了者の就職率」

72%（2018）⇒85%（2025）

「博士後期課程学生の生活費相当額受給割合」※

全体10.4%（2015）⇒修士からの進学者数の5割
（全体の2割に相当）（早期達成）

自由な発想で挑戦的
研究に取り組める環境を
整備

- ・優秀な若手研究者の研究環境の充実、ポストの確保、表彰

測定指標：

「40歳未満の本務教員数」

将来的に全体の3割以上となることを目指し、

2025年度に約1割増※

※43,153人（2016）⇒48,700人（2025）（+5,500人）

（直近のデータにより第5期計画と同様に試算）

〈参考〉大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合 23.4%（2016）

40歳時点の任期無し教員割合（テニュアトラック教員含む）RU11 約49%（2013）

※2019年度よりRU 11構成大学と国立大学法人運営費交付金の重点支援の取組のうち重点支援③に該当する大学を対象として調査を拡大

多様かつ継続的な
挑戦を支援

- ・研究に専念できる環境を確保
- ・研究フェーズに応じた競争的資金の一体的見直し
- ・最適な研究設備・機器の整備とアクセスの確保

測定指標：

「大学等教員の学内事務等の割合」

18.0%（2018）⇒約1割（2025）

将来の多様なキャリアパスを見通すことにより進学意欲が向上

魅力ある研究環境の実現

スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」が策定されており、平成29年度より第2期計画が運用されている。

- ▶ 第2期計画では、スポーツの振興及びスポーツによる社会等への価値の具現化に向けて、施策の進捗をはかるために置く数値を含む成果指標を第1期計画に比べて増加させている（8→20）

（成果指標例）

- ・スポーツ実施率（週1）
- ・スポーツ市場規模
- ・オリンピック・パラリンピックでの金メダル数
- ・スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合
- ・スポーツツーリズムの関連消費額
- ・スポーツ国際貢献事業の諸外国・地域への展開 など



「第2期計画」は令和3年度を期末とするため、令和3年4月より、スポーツ庁長官の諮問をもってスポーツ審議会（※）において次期の「第3期スポーツ基本計画」について審議中

（※）スポーツ審議会：（会長）早川茂トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長（会長代理）大日方邦子（一社）日本パラリンピアンズ協会会長

- ▶ 第2期計画に記載された取組の数値目標の進捗等を踏まえつつ、社会情勢の変化等を的確に捉えたうえで、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方等を示すべく、現在スポーツ審議会において審議中。
- ▶ 第3期計画は令和3年度中に文部科学大臣決定により策定し、令和4年度より運用を開始予定。直近では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が終了した9月以降、主要課題について具体的に審議を行う予定であり、その際には**今後取り組むべき施策を設定するにあたって適切な数値目標等の指標の在り方についても議論する**予定。

（審議が予定されている主要課題）

- ・多様な主体によるスポーツ実施の促進、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現
- ・地域スポーツ環境の整備・充実、スポーツ推進委員の有効活用
- ・学校体育、運動部活動改革をはじめ子供のスポーツ機会の充実、体力の向上
- ・スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保
- ・スポーツ施設やオープンスペースなどスポーツをする場の充実
- ・スポーツの成長産業化、スポーツを通じた地域振興・地域活性化、大学スポーツの充実
- ・スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献
- ・国際競技力の向上、クリーンでフェアなスポーツの推進